破産管財人変更

平成２５年（フ）第７３号
秋田市八橋本町３丁目21番38号
破産者　宮ペン工業株式会社
破産管財人　荘司　　昊が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　冨田　　大
平成26年９月４日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７４号
秋田市南通亀の町６番５号グリーンキャピタル南大通505、前住所秋田市旭南２丁目２番35号
破産者　宮腰　憲悦
破産管財人　荘司　　昊が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　冨田　　大
平成26年９月４日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９４号
秋田県由利本荘市滝字湯の沢30番地
破産者　有限会社滝温泉
破産管財人　荘司　　昊が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　加藤　　堯
平成26年９月４日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９６号
秋田市東通５丁目１番27号、前住所秋田県由利本荘市滝字湯ノ沢30番地
破産者　東海林順一
破産管財人　荘司　　昊が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　加藤　　堯
平成26年９月４日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５３号
秋田市雄和新波字竹ノ花45番２
破産者　有限会社和幸運輸
破産管財人　荘司　　昊が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　田中　伸一
平成26年９月４日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７９号
秋田市雄和新波字竹ノ花32番地３
破産者　鎌田　利勝
破産管財人　荘司　　昊が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　田中　伸一
平成26年９月４日
秋田地方裁判所民事第２部

債権者集会招集

平成２５年（フ）第２７５７号
大阪市西淀川区御幣島５丁目１番29号
破産者　ミヤ化学株式会社
１　期日　平成26年10月15日午後４時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年９月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７５８号
大阪府池田市天神２丁目11番１号、開始決定時の住所大阪市東淀川区豊里３丁目７番27―401号
破産者　村松　辰彦
１　期日　平成26年10月15日午後４時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年９月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７５９号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目８番26号
破産者　株式会社ビズワークス
１　期日　平成26年10月15日午後４時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年９月５日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第９４号
山口県柳井市伊保庄2816番地
破産者　河本　満明
異議申述期間　平成26年10月20日まで
平成26年９月８日　山口地方裁判所岩国支部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第２０６４号
東京都豊島区北大塚２丁目12番12号岡ビル１階
清算株式会社　株式会社キャプウェル
代表清算人　福田　美緒
１　決定年月日　平成26年９月４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第１１号
北海道石狩市新港西２丁目765番地５
清算株式会社　株式会社ミナトヤコールドネット
代表清算人　川浪　真一
１　決定年月日　平成26年９月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福井地方裁判所

平成２６年（ヒ）第１２号
福井県越前市岩内町第24号２番地の４
清算株式会社　株式会社ノースランド・コーポレーション
代表清算人　山田　　敦
１　決定年月日　平成26年９月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福井地方裁判所

再生手続開始

平成２６年（再）第１号
新潟県阿賀野市山口町１丁目６番22号
再生債務者　株式会社庭山組
１　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月９日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成26年11月13日から平成26年11月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（再）第１７号
堺市中区深阪2420番地ヒルズ深阪ハイツⅡ202号
再生債務者　株式会社沖崎組
１　決定年月日時　平成26年９月５日午後３時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年10月10日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成26年11月28日から平成26年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再）第１号
愛媛県今治市富田新港１丁目２番地５
再生債務者　株式会社セトウチデリカ
１　決定年月日時　平成26年９月５日午後３時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年11月４日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成26年12月１日から平成26年12月15日まで
松山地方裁判所今治支部

再生手続終結

平成２１年（再）第３号
福岡県飯塚市片島１丁目10番14号
再生債務者　株式会社筑豊第一木材市場
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成26年９月３日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（再）第４号
福岡県飯塚市徳前字丸の内36番地の４
再生債務者　株式会社渡辺硝子建材
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成26年９月３日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（再）第３号
熊本市中央区本山３丁目３番２―1110号
再生債務者　牛嶋　武司
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成26年９月４日
熊本地方裁判所民事第１部